

【凡例】 時とき・場場所・内容・講師・費用（記載なしは無料）・対象・
 定員・持ち物・注意事項・申込み（記載なしは不要）・問合せ

情報

我が家の風水害時の行動計画

「マイ・タイムライン」をつくりませんか？

近年の激化する災害への備えはできていますか。風水害対策として「マイ・タイムライン」の作成をお願いします。

■「マイ・タイムライン」とは

マイ・タイムラインは、台風や大雨による水害などのこれから起こるかもしれない災害に対し、一人ひとりの家族構成や地域環境に合わせて、あらかじめ時系列で整理した自分自身の避難行動計画のことです。

■「マイ・タイムライン」を作成すると

作成の過程で、住んでいる地区のリスクを認識することができるため、いつ、どうやって逃げるのか、具体的な行動がわかります。

■「マイタイムライン」作成の過程でチェックすること

▶ハザードマップ(※)で自宅周辺をチェック

…自宅周辺にどのような危険があるかを把握することができます。

※市のハザードマップは、危機管理課窓口（大社町別館）で配布しているほか、市ホームページにも掲載しています。



洪水ハザードマップ



土砂災害ハザードマップ

▶家族の昼の居場所や連絡先、必需品をチェック

…避難後、家族が離れ離れになったときの備えになります。

▶避難先(※)をチェック

…避難ルートや避難手段を検討し、非常持ち出し品の用意をしましょう。

※密を避けるため市指定の避難所以外にも、安全な親戚・友人の家などへの避難を検討してください。

問危機管理課 ☎ 983・2650

■三島市版の計画作成様式を用意しています

市では、誰でも簡単につくれる穴埋め式の「三島市版マイ・タイムライン」を用意しています。市ホームページからダウンロードできるので、ぜひ家族で作成してみましょう。



◀「三島市版マイ・タイムライン」ダウンロードはこちら



平常時から前線・台風最接近までの自分自身や家族の具体的な行動を時系列で整理しておきます。

あらかじめ、ハザードマップで自宅が土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの危険区域にないか、避難の際に気をつけることなどを書き出しておきます。

災害時に必ずしも家族が一緒にいるとは限りません。昼の居場所やそれぞれの必需品などを書き出しておきましょう。



▲「三島市版マイ・タイムライン」イメージ

非常持ち出しの準備		家族のデータ	
<input type="checkbox"/> 飲料水・食料	<input type="checkbox"/> 現金	<input type="checkbox"/> メガネ	<input type="checkbox"/> 換気扇
<input type="checkbox"/> 保険証	<input type="checkbox"/> モバイルバッテリー	<input type="checkbox"/> 常備薬	
<input type="checkbox"/> 紙おむつ	<input type="checkbox"/> 生理用品	<input type="checkbox"/> メガネ	
<input type="checkbox"/> 雨具	<input type="checkbox"/> 持病の薬		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

名前	電話番号	必要品	昼の居場所	備考
三島太郎	090-****-****	メガネ	換気扇	
三島花子	090-****-****		〇〇スーパー	
三島三枝	090-****-****	コンタクト	〇〇高校	
三島四郎	090-****-****		〇〇中学	
三島五郎	090-****-****	持病の薬	ディーサービス	

コロナ禍では、マスク、体温計、ウエットティッシュ、テントなど、感染防止に必要なものは自分で持参しましょう。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、掲載した事業を中止・延期
または内容変更する場合があります。(最新情報は市ホームページでご確認ください。)

情報

市街地でホテルを楽しめる
第 38 回三島ホテル祭り

時 6月11日(出)午前10時～午後8時
※最終入園は午後7時45分まで
場 楽寿園(入園無料)、源兵衛川ほか
内 イベントショー、音楽演奏、模擬店、ホテルの放流、
観賞用のホテルプレゼント(午後6時から小学生以下
下先着100人)
※新型コロナウイルスの感染状況などにより、内容変
更および中止とする場合があります。
問 商工観光課 ☎ 983・2656
FMボイス・キュー ☎ 981・8600



◀各種イベントも
盛り沢山です

情報

申請をお忘れなく
ひとり親家庭等医療費

市内に住所を有するひとり親家庭等のうち所得税が
非課税の世帯に対し、医療費の自己負担分を助成します。

■対象者

令和3年分の所得税が非課税で、20歳未満の児童
を扶養する以下のいずれかに該当する世帯

- ▶未婚か配偶者と死別・離婚し、現在婚姻をしていない
- ▶配偶者の生死が不明▶配偶者が海外にいて扶養を受け
られない▶配偶者の精神・身体に障がいがあり、長期
間労働力を失っている

■すでに受給している場合

6月1日(休)現在すでに受給している人には、6月初
旬から中旬にかけて書類を郵送します。上記対象に該
当する人は、6月30日(休)までに、返信用封筒(※)にて
郵送、または直接、子育て支援課へ提出してください。
※新型コロナウイルス感染症対策として集中受付会場
を設けず、返信用封筒を同封します。

注 申請が7月以降の場合、資格発生は申請日翌日から
問 子育て支援課 ☎ 983・2712

情報

10月支給分(6～9月分)から
児童手当の制度が一部変更になります

現況届が原則不要となります

毎年6月に提出していた現況届が、令和4年度から
原則不要となります。ただし、離婚協議中により認定
を受けた人など、一部の人は引き続き現況届の提出が
必要です。対象者には、6月中旬頃までに提出の案内
を送付します。

■現況届とは別に届け出が必要な場合

以下の変更事項があったときは、子育て支援課に届
出が必要です。

- ①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象
となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の住所・氏名が変わったとき
(他の市区町村や海外への転出を含む)
- ③離婚や再婚などにより、一緒に児童を養育する配偶
者の状況が変わったとき
- ④受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公

務員になったときを含む)

- ⑤国内で児童を養育している者として、海外居住の父
母から「父母指定者」の指定を受けるとき

特例給付の支給に所得上限額が設けられます

これまでの所得制限限度額に加え、新たに所得上限
限度額が設けられ、所得上限限度額を超えた場合、特
例給付は支給されません。(例：扶養親族等の数が3
人の場合▶所得額972万円(収入額の目安1,200万円)
を所得上限限度額とする)

支給されなくなったあとに所得が所得上限限度額を
下回った場合、改めて認定請求書の提出などが必要と
なりますので、ご注意ください。

共通事項

児童手当の制度に関する詳しい内容
は市ホームページをご確認ください。

問 子育て支援課 ☎ 983・2712



▲詳細はこちら